

# 中国・四国

chushikoku@njd.jp

中国総局 〒733-0012 広島県広島市西区中広町2-22-21 TEL.082-291-7771 / 四国支局 TEL.082-291-7771

ご購読のお申し込みは広島県内の方はお近くの中国新聞、広島県以外の方は朝日新聞販売店または上記支局へ

(11) 2016年(平成28年)2月16日(火曜日)

## 運用 行政書士法の適用除外へ OSS 県組織を各県支部に再編

### 日整連西日本 専務理事 木場専務が提案

【松山】中西国9県と九州8県の整備振興会による合同の「西日本専務理事会」が松山管内での再編をめぐり、日

連統きのワンストップサービス(OSS)に触れ、構築を進めている共同申請システムの利用では「行政書士法の絡みで、現時点で各県自動車整備振興会が個別に同法の適用除外になることは難しい」との認識を示した。

SSの動向を説明した。木場氏は「継続検査など、業務対象を拡大した新しいOSSは国土交通省側で来年4月から運用を予定している。しかし、この運用に際しては現行の行政書士法による縛りの解除が必要。現在、これに向け

しい」と、現状の問題点を指摘した。  
このため各県の整備振興会による継続検査業務では「日整連が行政書士法の適用除外団体として一括して認可を受け、各県の振興会は、各県支部組織とし、日本自動車販売協会連合会(日販連)と同様の組織形態に編成する必要がある」と述べた。

本自動車整備振興会連合会(日整連)の木場専務理事が2017年4月からの全国運用を目標としている自動車

日整連の木場専務理事は「業界を取り巻く最近の状況」というあいまいな中、O

が、各県の整備振興会が個別に適用除外を受けることは厳